

(租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令(令和六年財務省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の十九第一項第三号を次のように改める。

三 当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の目的並びに設立年月日又は設立予定年月日

ロ 法第四十条第一項第二号に規定する公益信託(以下この条において「公益信託」という。)の信託財産とするためのものである場合 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その法第四十条第四項第四号に規定する主宰受託者(以下この条において「主宰受託者」という。)の氏名又は名称を含む。)並びに当該公益信託の名称、公益信託に関する法律(令和六年法律第 号)第二条第一項第二号に規定する公益事務の内容及び同法第六条の認可を受けた年月日

第十八条の十九第二項中「決定(一)を「決定又は同意(一)に、「決定を「を「決定又は同意を」に、「決定に」を「決定又は同意に」に改め、同項第三号中「第六項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第四号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項に次の一号を加える。

六 施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等 当該資産を同号へに規定する方法により管理することについての当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関の決定又は当該公益信託の信託管理人(公益信託に関する法律第四条第二項第二号に規定する信託管理人をいう。以下この条において同じ。)の同意

第十八条の十九第三項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十八項」に改め、同項第一号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、「法人番号」の下に「(当該公益法人等が公益信託の受託者である

第十八条の十九第一項第三号を次のように改める。

三 当該贈与又は遺贈の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ ロに掲げる場合以外の場合 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地並びに事業の目的並びに設立年月日又は設立予定年月日

ロ 法第四十条第一項第二号に規定する公益信託(以下この条において「公益信託」という。)の信託財産とするためのものである場合 当該贈与又は遺贈により財産を取得する公益法人等の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地(当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その法第四十条第四項第三号に規定する主宰受託者(以下この条において「主宰受託者」という。)の氏名又は名称を含む。)並びに当該公益信託の名称、公益信託に関する法律(令和六年法律第 号)第二条第一項第二号に規定する公益事務の内容及び同法第六条の認可を受けた年月日

第十八条の十九第二項第三号中「第六項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項第四号中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同条第三十二項中「第九項」を「第十一項」に改め、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十一項」を「第二十五条の十七第三十七項」に改め、同項第一号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、「法人番号」の下に「(当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号(当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。))並びに当該公益信託の名称」を加え、同項第二号及び第四号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十二項中「第二十五条の十七第三十項に規定する財務省令」を「第二十五条の十七第三十六項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第二十五

場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）を加え、同項第二号及び第四号中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項中「第二十五条の十七第三十項」を「第二十五条の十七第三十七項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「第十九項第三号イからニまで」を「第二十一項第三号イからニまで」に改め、同項第二号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十五項」に改め、同項第三号中「第十九項第一号イからハまで」を「第二十一項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34 法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二 当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三 当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十

条の十七第三十項」を「第二十五条の十七第三十六項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十項中「第四十条第十四項に規定する財務省令」を「第四十条第十六項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「第四十条第十四項」を「第四十条第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「第十九項第三号イからニまで」を「第二十一項第三号イからニまで」に改め、同項第二号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十四項」に改め、同項第三号中「第十九項第一号イからハまで」を「第二十一項第一号イからハまで」に改め、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34 法第四十条第十四項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合における同項において準用する同条第十三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該引継受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該引継受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称並びに当該任務終了事由等に係る法第四十条第十四項に規定する認可又は届出の日

二 当該引継受託者が当該当初受託者から当該移転を受けた資産が法第四十条第十一項に規定する財産等であることを知った日並びに当該財産等の種類、所在地、数量、使用開始年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

三 当該当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、法第四十条第十一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四 その他参考となるべき事項

一項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

四 その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十八項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「法人番号」の下に「（当該受贈公益法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「贈与」の下に「又は当該財産等を当該公益信託の信託財産として受け入れたこと」を、「寄附」の下に「又は支出」を加え、同項第三号中「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項中「第四十条第十二項に規定する引継法人等」を「第四十条第十四項に規定する引継法人等」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「引継法人」を「引継法人等」に、「贈与を受けた」を「贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、「第四十条第十二項」を「第四十条第十三項」に改め、同項第三号中「引継法人」を「引継法人等」に、「第四十条第十四項」に改め、同項第三号中「引継法人」を「引継法人等」に、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第四号中「引継法人」を「引継法人等」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項第六号中「第二

第十八条の十九第二十八項中「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第三号中「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項中「第四十条第十二項に規定する引継法人」を「第四十条第十四項に規定する引継法人等」に改め、「受けた場合」の下に「又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合」を加え、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第一号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第二号中「引継法人」を「引継法人等」に、「贈与を受けた」を「贈与を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に、「第四十条第十二項」を「第四十条第十四項」に改め、同項第三号中「引継法人」を「引継法人等」に、「受けた」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れた」に改め、同項第四号中「引継法人」を「引継法人等」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項第六号中「第二十五條の十七第二十三項第二号」を「第二十五條の十七第二十四項第二号」に、「第十六項又は第十七項」を「第十八項又は第十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第四十条第十一項に規定する財務省令」を「第四十条第十三項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「合併に」を「法第四十条第六項に規定する合併に」に、「法第四十条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第二十五條の十七第二十五項第三号ロ」を「第二十五條の十七第二十七項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十六項又は第十七項」を「第十八項又は第十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十六項中「第四十条第十一項に規定する財務省令」を「第四十条第十三項に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「合併に」を「法第四十条第六項に規定する合併に」に、「法第四十条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同項第二号中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第二十五条の十七第二十五項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

28 法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十一項に規定する当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）、当該公益信託の名称、同項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

二 当該当初受託者が法第四十条第十一項に規定する引継受託者に移転をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該引継受託者が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的並びに公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者の選任若しくは同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更に係る同法第十二条第一項の認可の申請をした日又は同項ただし書に規定する新受託者の選任に係る同法第十四条第一項の規定による届出の予定年月日

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該

28 法第四十条第十一項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十一項に規定する当初受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初受託者に係る公益信託の受託者が二以上ある場合には、当該当初受託者以外の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号を含む。）、当該公益信託の名称、同項に規定する任務終了事由等が生じた年月日並びに当該任務終了事由等の詳細

二 当該当初受託者が法第四十条第十一項に規定する引継受託者に移転をしようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 当該引継受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号、当該引継受託者が当該移転を受ける資産の使用開始予定年月日（法第四十条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的並びに公益信託に関する法律第十二条第一項に規定する新受託者の選任若しくは同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更に係る同法第十二条第一項の認可の申請をした日又は同項ただし書に規定する新受託者の選任に係る同法第十四条第一項の規定による届出の予定年月日

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該

特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

29 法第四十条第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）、当該当初公益信託の名称、同項に規定する公益信託の終了の予定年月日並びに当該公益信託の終了に係る事由の詳細

二 当該当初公益信託の受託者が法第四十条第十二項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 法第四十条第十二項に規定する帰属権利者の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該帰属権利者が当該他の公益信託の受託者である場合には、当該他の公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該他の公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該他の公益信託の名称）並びに当該帰属権利者が当該移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初公益信託の受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初公益信託の受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十四項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号イ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「

特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

29 法第四十条第十二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該当初公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）、当該当初公益信託の名称、同項に規定する公益信託の終了の予定年月日並びに当該公益信託の終了に係る事由の詳細

二 当該当初公益信託の受託者が法第四十条第十二項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三 法第四十条第十二項に規定する帰属権利者の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該帰属権利者が当該他の公益信託の受託者である場合には、当該他の公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該他の公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該他の公益信託の名称）並びに当該帰属権利者が当該移転を受け、又は当該他の公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該当初公益信託の受託者が特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該当初公益信託の受託者に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

第十八条の十九第二十四項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「

第二十五条の十七第二十八項第三号イ」に、「第二十項第二号ロ」を「第二十二項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十八項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十八項第二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する」を「第二十五条の十七第二十八項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第二十五項第一号」を「第二十五条の十七第二十八項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項第一号イ中「第二十五条の十七第二十四項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第一号」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十四項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第二号イ」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十四項第二号ロ」を「第二十五項第十三項」を「第四十条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十五項」に改め、同号イ中「第二十五条の十七第二十五項第一号」を「第二十五条の十七第二十八項第一号」に改め、同号ロ中「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十八項第二号」に改め、同号ハ中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号イ」に改め、同号ニ中「第二十五条の十七第二十五項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十八項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第二号中「受贈公益法人等」を「他の公益法人等」に改め、「贈与」の下に「又は同項に規定する財産等を同項に規定する公益信託の信託財産とすること」を、「寄附」の下に「又は支出」を加え、同項第三号中「しようにする法第四十条第九項」を「し、又は法第四十条第九項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項」に改め、同項第四号中「法人番号」の下に「（当該受贈公益法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受ける」を「受け、又

第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に、「第二十項第二号ロ」を「第二十二項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第二十五条の十七第二十五項第一号に規定する」を「第二十五条の十七第二十七項第一号に規定する」に改め、同項第一号中「第二十五条の十七第二十五項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第一号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項第一号イ中「第二十五条の十七第二十四項第一号」を「第二十五条の十七第二十六項第一号」に、「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同号ロ中「第二十五条の十七第二十四項第二号イ」を「第二十五条の十七第二十六項第二号イ」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二十四項第二号ロ」を「第二十五項第十三項」を「第四十条第十五項」に、「第二十五条の十七第二十八項」を「第二十五条の十七第三十四項」に改め、同号イ中「第二十五条の十七第二十五項第一号」を「第二十五条の十七第二十七項第一号」に改め、同号ロ中「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十五条の十七第二十五項第二号」を「第二十五条の十七第二十七項第二号」に改め、同号ハ中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に改め、同号ニ中「第二十五条の十七第二十五項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第四号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「第十七項」を「第十九項」に、「第二十七項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「引継法人に贈与を」を「他の公益法人等に贈与をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産と」に改め、同項第三号中「当該引継法人」を「法第四十条第八項に規定する引継法人等」に、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受

は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「第十七項」を「第十九項」に、「第二十七項」を「第三十一項」に改め、同条第二号中「引継法人に贈与を」を「他の公益法人等に贈与をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産と」に改め、同条第三号中「当該引継法人」を「法第四十条第八項に規定する引継法人等」に、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に改め、同条第四号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同条第六号中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「前項の規定は、」を削り、「について準用する」を「は、次に掲げる事項とする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 特定贈与等を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに解散予定年月日
- 二 当該公益法人等が法第四十条第七項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量
- 三 法第四十条第七項に規定する解散引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該解散引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者

け入れる」に改め、同条第四号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同条第六号中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「前項の規定は、」を削り、「について準用する」を「は、次に掲げる事項とする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 特定贈与等を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに解散予定年月日
- 二 当該公益法人等が法第四十条第七項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量
- 三 法第四十条第七項に規定する解散引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該解散引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者

の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該解散引継法人等が当該移転を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

第十八条の十九第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「法人で」を「公益法人等で」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項第二号イ中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「又は第五号」を「第五号又は第六号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、「決定された年月日」の下に「（当該公益法人等が第九項第六号に掲げる公益法人等である場合には、当該譲渡財産を当該方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定された年月日又は当該譲渡財産を当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得た年月日）」を加え、同号ロ中「第七項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項第五号中「使用目的及び」を「及び使用目的並びに」に改め、「決定予定年月日」の下に「（当該公益法人等が第九項第六号に掲げる公益法人等である場合には、当該特定買換資産を当該方法により管理することについての当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関における決定予定年月日又は当該公益信託の信託管理人の同意予定年月日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である

の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該解散引継法人等が当該移転を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四 第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五 その他参考となるべき事項

第十八条の十九第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号イ中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、同号ロ中「第七項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項第二号中「第七項各号」を「第九項各号」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める者は、法第四十条第一項第一号に掲げる者（施行令第二十五条の十七第六項第一号イに掲げる要件を満たすものに限る。）とする。

5 施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施行令第二十五条の十七第六項第二号ロの公益信託の信託行為において、同号ロに規定する運営委員会その他これに準ずるもの（第三号において「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関し

場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「属する」の下に「同項に規定する」を加え、同項に次の一号を加える。

六 前項第六号に掲げる公益法人等 同号に規定する財産につき同号に規定する方法により管理されたことを確認できる当該公益法人等が施行令第二十五条の十七第七項第二号への所轄庁に提出した書類の写し第十八条の十九第八項を同条第十項とし、同条第七項に次の一号を加える。

六 施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等 当該公益法人等が贈与又は遺贈の申出を受け入れること及び同号へに規定する財産につき同号へに規定する方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定されていること又は当該申出を受け入れること及び当該財産につき当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得ていること。

第十八条の十九第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「ホまで」を「ヘまで」に改め、同項に次の一号を加える。

六 施行令第二十五条の十七第七項第二号へに掲げる公益法人等 当該公益法人等が当該贈与又は遺贈を受けた財産の譲渡をし、かつ、その譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得する資産で、当該財産を譲渡すること及び当該資産につき同号へに規定する方法により管理することが当該公益法人等に係る公益信託の合議制の機関において決定されたもの又は当該財産を譲渡すること及び当該資産につき当該方法により管理することについて当該公益信託の信託管理人の同意を得たもの

第十八条の十九第五項を同条第七項とし、同条第四項第二号中「第七項各号」を「第九項各号」に、「決定」を「決定又は同意」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「又は第五号」を「第五号又は第六号」に、「又はホ」を「ホ又はヘ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める者

学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（次号及び第四号において「運営委員等」という。）から構成される旨の定めがあること。

二 当該信託行為において、運営委員等のうち施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

三 当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

四 運営委員会等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。

は、法第四十条第一項第一号に掲げる者（施行令第二十五条の十七第六項第一号イに掲げる要件を満たすものに限る。）とする。

5| 施行令第二十五条の十七第六項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 施行令第二十五条の十七第六項第二号ロの公益信託の信託行為において、同号ロに規定する運営委員会その他これに準ずるもの（第三号において「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関する学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（次号及び第四号において「運営委員等」という。）から構成される旨の定めがあること。

二 当該信託行為において、運営委員等のうち施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

三 当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

四 運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。